

障がい福祉のしおり

嘉麻市福祉事務所

(2022年4月)

障がい者福祉係 直通 0948-42-7458

障がい福祉のしおりのご利用にあたって

この「障がい福祉のしおり」は、障がいのある方への福祉サービスをお知らせするため、障害者総合支援法をはじめ、いろいろな法律や条例などで定められている福祉制度などの概要を掲載したものです。

- 1 このしおりは、2022年4月1日現在で編集しております。
その後、法律改正等により内容や金額が変更になることがありますのでご了承ください。
- 2 各制度の内容については簡潔に説明してあります。所得や障がい程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは記載してある各担当窓口へお問い合わせください。
- 3 制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。



・・・身体障がいのある方が対象



・・・知的障がいのある方が対象



・・・精神障がいのある方が対象



・・・難病により一定の障がいのある方が対象



・・・マイナンバーが必要な場合がある手続き

(詳しくは事業の担当係にお問い合わせください。)

介護保険が優先するサービスについて

障害福祉サービスの対象となる方であっても下記のいずれかに該当する方は介護保険の利用が優先となります。
詳しくは、社会福祉課障がい者福祉係にご相談ください。

【介護保険の対象者】

- ・ 65歳以上の方
- ・ 40歳以上65歳未満で特定疾病（16疾病）にあてはまる方（生活保護受給者を除く）

目次

制度一覧表

1. 手帳

障害者手帳交付の流れ	7
身体障害者手帳	8
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	11

2. 年金など

障害基礎年金	13
障害厚生年金・障害共済年金	13
特別障害給付金	13
心身障害者扶養共済制度	14

3. 手当

特別障害者手当	15
経過的福祉手当	15
障害児福祉手当（児童）	16
特別児童扶養手当（児童）	16

4. 医療など

重度障がい者医療費助成	17
自立支援医療（精神通院）	18
自立支援医療（更生医療）	19
自立支援医療（育成医療）	20
後期高齢者医療	21
指定難病の医療費助成	23
指定難病一覧	24

5. 補装具・日常生活用具

補装具の交付・修理・貸与	27
--------------	----

軽度・中等度難聴児補聴器の購入	28
日常生活用具の給付（地域生活支援事業）	29
日常生活用具一覧表（肢体不自由）	30
日常生活用具一覧表（視覚障害）	32
日常生活用具一覧表（聴覚・音声・言語）	33
日常生活用具一覧表（その他）	34

6. 障害福祉サービス（自立支援給付）

自立支援給付の概要	35
対象サービス一覧（介護給付）	
ホームヘルプサービス	36
重度訪問介護	36
重度障害者等包括支援	36
行動援護	36
同行援護	36
療養介護	37
生活介護	37
施設入所支援	37
短期入所	37
対象サービス一覧（訓練等給付）	
グループホーム	38
自立訓練	38
就労移行支援	38
就労継続支援	38
就労定着支援	38
自立生活援助	39

7. 障害児通所支援

児童発達支援	39
医療型児童発達支援	39
居宅訪問型児童発達支援	39
放課後等デイサービス	39
保育所等訪問支援	39

8. 地域相談支援・相談支援

地域移行支援	40
地域定着支援	40
計画相談支援・障がい児相談支援	40

9. 障害福祉サービス（主な地域生活支援事業）

移動支援事業	41
日中一時支援事業	41
訪問入浴サービス事業	42
外出支援サービス事業	42
自動車改造費助成事業	43
自動車運転免許取得助成事業	44
意思疎通支援事業	45
遠隔手話サービス	45
地域活動支援センター事業	46

10. 自動車税・交通割引など

自動車税（種別割・環境性能割）の 減免	47
軽自動車税の減免	49
有料道路通行料金割引	50
タクシー運賃の割引	51
タクシー乗車運賃の一部助成	51
バス運賃の割引	52
旅客鉄道運賃の割引	52
国内航空運賃の割引	54
市バス運賃の割引	54
駐車禁止除外措置	55
ふくおか・まごころ駐車場	56

11. 税金・公共料金の減免

所得税・住民税の障害者控除	57
NHK放送受信料の減免	58
相続税・贈与税の障害者控除	59
NTT西日本ふれあい案内（番号案内）	60
携帯電話の障がい者割引	60

12. 住宅関連

居宅生活動作補助用具の支給	61
すみよか事業	62
公営住宅などへの入居優遇制度	63

13. その他、日常生活のサービスなど

福祉電話	64
寝具乾燥消毒サービス	65

配食サービス	66
緊急通報装置の設置	66
市内公衆浴場使用料の割引	67
稲築社会福祉センター及び稲築老人 憩の家利用券	68
生活福祉資金貸付	69
成年後見制度	70
日常生活自立支援事業	71
肢体不自由高校生への奨学金の支給	72
施設入所者就職支度金給付事業	72
郵便等による不在者投票	73
車いすの貸出	73

14. 施設・相談窓口など

相談支援事業	74
障がい者虐待防止センター	75
各種相談窓口	76
就労相談窓口	78
職業訓練施設	78

15. その他

障がい者のシンボルマーク	79
ふくおかバリアフリーマップ	82
地図	84

手帳	障害の種別	施策	2年金など				3手当				4医療など					5補装具等				
			障害基礎年金	障害共済年金	障害厚生年金・障害共済年金	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	成人		児童		重度障がい者医療支給制度	自立支援医療（精神通院）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	後期高齢者医療	指定難病の医療費助成	補装具の交付・修理・貸与	軽度・中度難聴児補聴器	日常生活用具の給付
								特別障害者手当	経過的福祉手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当									
ページ	13	13	13	14	15	15	16	16	17	18	19	20	21	23	27	28	29			
身体障害者手帳	肢体不自由	1				○	△	△	△		△				○					
		2				○	△	-	△		△				○					
		3				○	-	-	-		※				○					
		4				-	-	-	-		-				△					
		5				-	-	-	-		-				-					
		6				-	-	-	-		-				-					
	平衡聴覚又は機能障害	2				○	△	-	△		△				○					
		3	本	本	本	○	-	-	-	本	※	本	本	本	○	本	本	本		
		4				-	-	-	-		-				-					
		5	文	文	文	-	-	-	-	文	-	文	文	文	-	文	文	文		
		6				-	-	-	-		-				-					
		3	参	参	参	○	-	-	-	参	※	参	参	参	○	参	参	参		
	視覚障害	1	照	照	照	○	△	△	△	照	△	照	照	照	○	照	照	照		
		2				○	△	-	△		△				○					
		3				○	-	-	-		※				○					
		4				-	-	-	-		-				-					
		5				-	-	-	-		-				-					
		6				-	-	-	-		-				-					
内部障害	1				○	△	△	△		△				○						
	2				○	△	-	△		△				○						
	3				○	-	-	-		※				○						
	4				-	-	-	-		-				-						
療育手帳	知的障害	A1				○	-	-	△		△				○					
		A2				○	-	-	-		△				○					
		B1				○	-	-	-		※				-					
		B2				○	-	-	-		-				-					
難病	-				※	※	-	※		-				-						
保精神	障害精神	1				○	△	△	△		△				○					
		2				○	-	-	-		-				○					
		3				-	-	-	-		-				-					

○：該当・または概ね該当
△：所得等の制限があります
-：非該当
※：本文をご覧ください

手帳	障害の種別	級	6障害福祉サービス（自立支援給付）													7障害児通所支援			8相談支援				
			介護給付							訓練等給付						児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談・障がい児相談支援		
			居宅介護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援	行動援護	同行援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	短期入所	グループホーム	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援							就労定着支援	自立生活援助
ページ	36	36	36	36	36	37	37	37	37	38	38	38	38	38	39	39	39	39	40	40	40		
身体障害者手帳	肢体不自由	1																					
		2																					
		3																					
		4																					
		5																					
		6																					
	平衡機能又は聴覚障害	2																					
		3	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
		4																					
		5	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
		6																					
		3	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参	参
	視覚障害	1	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照	照
		2																					
		3																					
		4																					
		5																					
		6																					
内部障害	1																						
	2																						
	3																						
	4																						
療育手帳	知的障害	A1																					
		A2																					
		B1																					
		B2																					
難病	-	-																					
保健精神	障害精神	1																					
		2																					
		3																					

手帳	障害の種別	級	9障害福祉サービス（地域生活支援事業）							10自動車税・交通割引など													
			移動支援	日中一時支援	訪問入浴サービス	外出支援サービス	自動車改造費助成	自動車運転免許取得助成事業	意思疎通支援事業	遠隔手話サービス	地域活動支援センター	自動車税（種別割・環境性能割）の減免	軽自動車税の減免	有料道路通行料金割引	タクシー運賃の割引	タクシー乗車運賃の一部助成	バス運賃の割引	旅客鉄道運賃の割引	国内航空運賃の割引	市バス運賃の割引	駐車禁止除外措置	ふくおか・まごころ駐車場	
ページ			41	41	42	42	43	44	45	45	46	47	49	50	51	51	52	52	54	54	55	56	
身体障害者手帳	肢体不自由	1			△	○	△	△				○	○		○	△	○			○			
		2			△	○	△	△					○	○		○	△	○			○		
		3			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
		4			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
		5			-	-	-	-					△	△		○	-	○			○		
		6			-	-	-	-					△	△		○	-	○			○		
	平衡聴覚又は 機能障害	2			-	-	-	△					○	○		○	△	○			○		
		3	本	本	-	-	-	△	本	本	本		○	○	本	○	-	○	本	本	○	本	本
		4			-	-	-	△					-	-		○	-	○			○		
		5	文	文	-	-	-	-	文	文	文		-	-	文	○	-	○	文	文	○	文	文
		6			-	-	-	-					-	-		○	-	○			○		
		音声語	3	参	参	-	-	-	△	参	参	参	△	△	参	○	-	○	参	参	○	参	参
	4			-	-	-	△					-	-		○	-	○			○			
	視覚障害	1	照	照	-	-	-	△	照	照	照		○	○	照	○	○	○	照	照	○	照	照
		2			-	-	-	△					○	○		○	○	○			○		
		3			-	-	-	△					○	○		○	-	○			○		
		4			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
		5			-	-	-	-					-	-		○	-	○			○		
		6			-	-	-	-					-	-		○	-	○			○		
	内部障害	1			-	-	-	△					○	○		○	△	○			○		
		2			-	-	-	△					○	○		○	△	○			○		
		3			-	-	-	△					○	○		○	-	○			○		
		4			-	-	-	△					△	△		○	-	○			○		
	療育手帳	知的障害	A1			-	-	-	-				○	○		○	○	○			○		
A2					-	-	-	-				△	△		○	-	○			○			
B1					-	-	-	-				-	-		○	-	○			○			
B2					-	-	-	-				-	-		○	-	○			○			
難病	-	-	※	※	-	-					-	-		-	-	-			-				
保精神	障害精神	1			-	-	-	-				○	○		○	○	○			○			
		2			-	-	-	-					-	-		○	-	○		○			
		3			-	-	-	-					-	-		○	-	○		○			

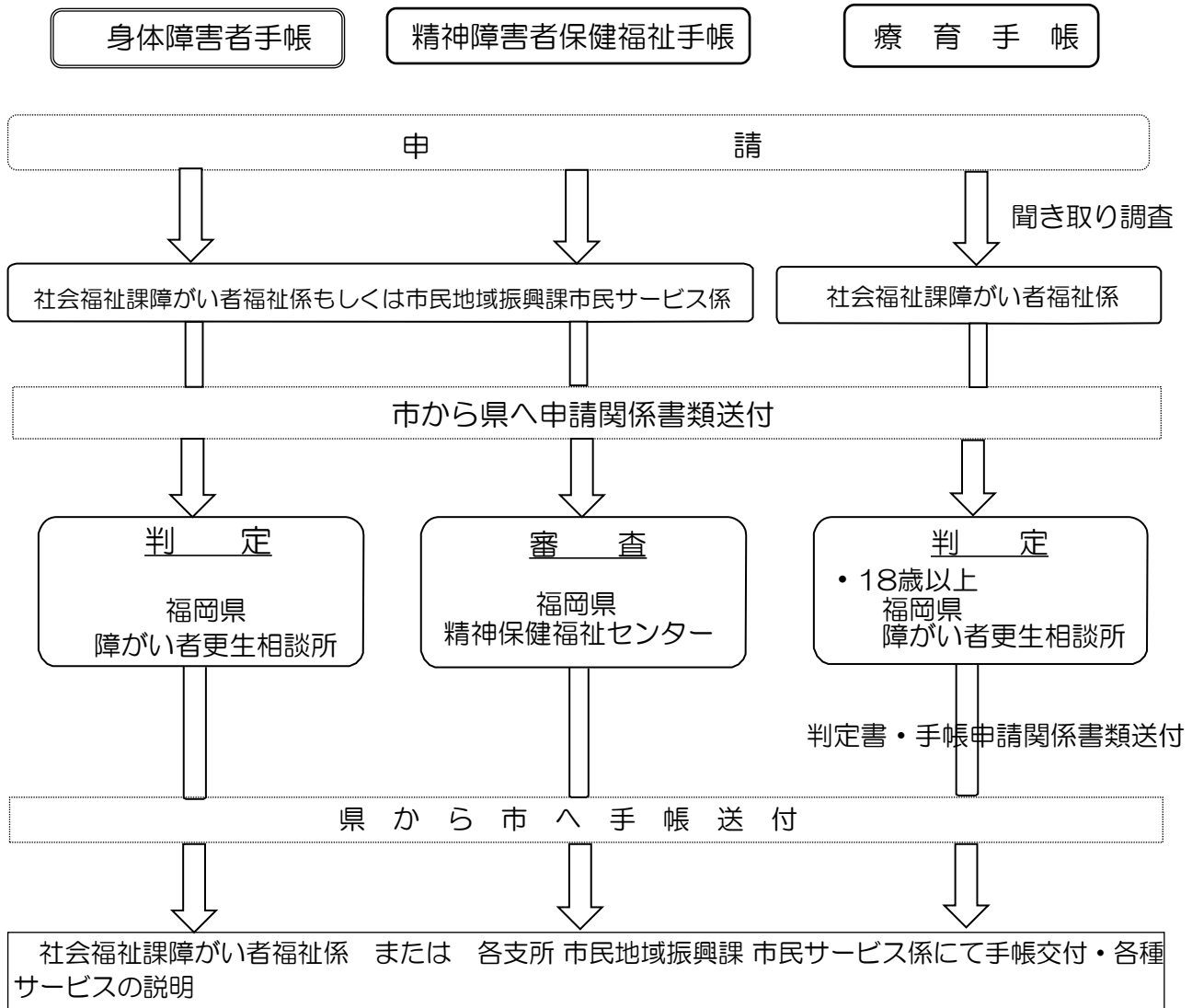
○：該当・または概ね該当
△：所得等の制限があります
-：非該当
※：本文をご覧ください

手帳	障害の種類	級	11税金・公共料金の減免			12住宅関連			13その他、日常生活のサービスなど																		
			所得税・住民税の障害者控除	NHK放送受信料の減免	相続税・贈与税の障害者控除	N・T・T西日本ふれあい案内(番号案内)	携帯電話の障がい者割引	居宅生活動作補助用具の支給	公営住宅などへの入居優遇制度	すみよか事業	福祉電話	寝具乾燥消毒サービス	配食サービス	緊急通報装置の設置	市内公衆浴場使用料割引	稲築社会福祉センター及び老人憩の家利用券	生活福祉資金貸付	成年後見人制度	日常生活自立支援事業	肢体不自由高校生への奨学金の支給	施設入所者就職支度金給付制度	郵便等による不在者投票	車いすの貸出	相談支援事業	障がい者虐待センター		
ページ			57	58	59	60	60	61	62	63	64	65	66	66	67	68	69	70	71	72	72	73	73	74	75		
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○		○	△	○	△			△		△							-	○						
		2	○		○	△	○	△			△		△								-	○					
		3	○		△	-	○	△				-		-							-	○					
		4	○		△	-	○	-				-		-							-	○					
		5	○		△	-	○	-				-		-							-	○					
		6	○		△	-	○	-				-		-							-	-					
	平衡聴覚又は機能障害	2	○		○	-	○	-				△		△							-	-					
		3	○	本	△	-	○	-	本	本	-	本	-	本	本	本	本	本	本	本	-	-	本	本	本	本	本
		4	○		△	-	○	-				-		-							-	-					
		5	○	文	△	-	○	-	文	文	-	文	-	文	文	文	文	文	文	文	-	-	文	文	文	文	文
		6	○		△	-	○	-				-		-							-	-					
		音声語	3	○	参	△	-	○	-	参	参	-	参	-	参	参	参	参	参	参	参	-	-	参	参	参	参
	4	○		△	-	○	-				-		-							-	-						
	視覚障害	1	○	照	○	○	○	-	照	照	△	照	△	照	照	照	照	照	照	照	-	-	照	照	照	照	照
		2	○		○	○	○	-			△		△								-	-					
		3	○		△	○	○	-				-		-							-	-					
		4	○		△	○	○	-				-		-							-	-					
		5	○		△	○	○	-				-		-							-	-					
6		○		△	○	○	-				-		-							-	-						
内部障害	1	○		○	-	○	-				△		△							-	-						
	2	○		○	-	○	-				△		△							-	-						
	3	○		△	-	○	-				-		-							-	-						
	4	○		△	-	○	-				-		-							-	-						
療育手帳	知的障害	A1	○		○	○	○	-			-		△							○	-						
		A2	○		○	○	○	-			-		△							○	-						
		B1	○		△	○	○	-			-		-							○	-						
		B2	○		△	○	○	-			-		-							○	-						
難病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保精神障害	1	○		○	○	○	-			-		△							○	-						
		2	○		△	○	○	-			-		-							○	-						
3		○		△	○	○	-			-		-							○	-							

1. 手帳

障害者手帳交付の流れ

※ 障害者手帳とは、一定の障がいをお持ちの方に対して各種福祉サービスの支援を受けやすくするために交付されるものです。



※ 手帳交付までの期間は約2ヶ月です。
(ただし、診断書に不備などがある場合は、
2ヶ月以上かかる時もあります。)

※18歳未満の方の療育手帳申請について

18歳未満の方の判定は田川児童相談所にて行われます。

判定の日程等については、直接田川児童相談所(0947-42-0499)までお問い合わせください。
手帳作成の申請は、社会福祉課障がい者福祉係または各支所市民サービス係まで。

身体障害者手帳



内 容	身体に障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。
対象者	上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障がいのある方。
交付申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付申請書 ・15条指定医の「診断書・意見書」（障害の種類ごとに指定様式あり） ※文書料は医療機関により異なり、自己負担となります。 ・本人の写真（タテ4 cm×ヨコ3 cm） ・印かん（シヤチハタ不可）
再交付申請 その他届出	<p>○身体障害者手帳再交付申請 下記のとおり、申請により再交付手続きが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の紛失（「診断書・意見書」は不要です） ・障害者手帳の破損（「診断書・意見書」は不要です） ・障がい名の追加 ・障がい程度の変更 ・障がいの再認定 <p>○身体障害者手帳返還届 下記のとおり、届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳が不要になったとき ・再認定の結果、障がいに該当しなくなったとき ・障害者手帳所持者が死亡したとき <p>○居住地等変更届 下記のとおり、届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地を変更したとき（転入・転居・転出） ・氏名に変更が生じたとき <p>※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 □	社会福祉課 障がい者福祉係 各支所 市民地域振興課 市民サービス係（居住地等変更届は転居のみ）

療育手帳



内 容	知的障がいのある方が、一貫した指導・相談等各種の支援を受けやすくするための手帳です。
対象者	児童相談所、または障がい者更生相談所において知的障がい児・者と判定された方
交付申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳交付申請書 ・本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm） ・印かん（シャチハタ不可） ・（新規の方のみ）判定書
再判定申請 その他届出	<p>○療育手帳再判定申請 交付を受けた場合、年齢によって一定期間後に再判定が必要になります。</p> <p>○療育手帳再交付申請 手帳を紛失、あるいは記載するページがなくなった場合に行います。</p> <p>○療育手帳返還届 障がい者が死亡した場合などに行う手続きです。</p> <p>○療育手帳記載事項変更届 保護者及び障がい者の住所・氏名に変更が生じたとき行う手続きです。</p> <p>※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係 各支所 市民地域振興課 市民サービス係

*障がい程度の目安は次ページに掲載しています。

※知的障がい（精神遅滞）の判定の指標（成人の場合）

程度	療育手帳	知能指数（IQ）・精神年齢（MA）	日常生活の状況の一例 （家庭や社会生活における不適応）
最重度	A1	IQ20以下 MA3歳5・6ヶ月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理は他人の助けが必要である ・ 単純な意思表示しかできない。会話は困難。 ・ 文字の読み書きや数の理解はほとんどできない。 ・ 作業能力はほとんど期待できない。
重度	A2	IQ21～35 MA3歳5・6月 ～6歳2・3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理はだいたいできる。 ・ ごく簡単な日常生活しかできない。 ・ 自分の名前は書けるが、やさしい文字の読み書きも困難。数量処理も困難。
中度	B1	IQ36～50 MA6歳2・3ヶ月以下 ～8歳10・11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理は自立。 ・ 限られた範囲なら日常生活はどうか通じる。 ・ 簡単な読み書きや簡単な計算はできる。 ・ 簡単な社会生活のきまりをある程度は理解できる。 ・ 単純作業に従事できる。
軽度	B2	IQ51～概ね75 MA8歳10・11ヶ月以下 ～13歳3・4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理は自立。状況に応じた配慮がある程度できる。 ・ 日常生活はできるが、込み入った話は難しい。 ・ 簡単な読み書きや金銭の計算はできる。 小学校5～6年生程度の学力にとどまる。 ・ 抽象的思考や合理的判断に乏しい。 ・ 職業生活はほぼ可能。事態の変化に適應する能力は弱い。

（厚生省心身障害研究報告案に準ずる）

※ 療育手帳の判定では、知能指数がIQ36～IQ50であって、身体障害者手帳の1～3級に該当する方は、総合判定で重度（合併）A3と判定します。

精神障害者保健福祉手帳



内 容	精神障害者保健福祉手帳は、障がいの状態を認定し、手帳の交付を受けた方に各種の支援を受けやすくし、精神障がいのある方の社会復帰と社会参加への促進と自立を図ることを目的とした手帳です。
対象者	精神障がいのために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • ①～③のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①精神保健福祉手帳用診断書・・・診断日から3ヶ月以内のもの <ul style="list-style-type: none"> ※精神保健指定医その他精神障がいの診断又は治療に従事する医師によるもの ※精神障がいに係る初診日から6ヵ月を経過した日以後における診断書 ②「精神障がいを支給事由とする年金証書」・直近の「年金の振り込み通知書」のコピーと同意書 ③精神障がいを支給事由とする特別障害給付金を現に支給していることを証明する書類と同意書 • 申請書 • 印かん（シャチハタ不可） • 本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
再認定申請 その他届出	<p>○更新申請 有効期限（2年間）が切れる3ヵ月前から手続きを受け付けます。 市から更新のお知らせ等はありませんのでご注意ください。</p> <p>○再交付申請 手帳を紛失、破損した場合などに行います。</p> <p>○返還届 障がい者が死亡した場合、あるいは精神障がいの状態がなくなった場合などに行います。</p> <p>○記載事項変更届 氏名・居住地など記載事項に変更があった場合に行います。</p> <p>※上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 □	社会福祉課 障がい者福祉係 各支所 市民地域振興課 市民サービス係

*障がい程度の目安は次ページに掲載しています。

※等級と障がいの状態

1 級	精神障がいであって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

2. 年金など

障害基礎年金

内 容	<p>○20歳になる前に病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合、20歳以降支給されます。 (所得制限あり)</p> <p>○被保険者期間中に病気やケガをして障害の状態となり、その障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合支給されます。 (一定の保険料納付要件を満たしていること)</p>
窓 口	<p>市民課 国保年金係 TEL 42-7426 (直通) 直方年金事務所 TEL 0949-22-0891</p>

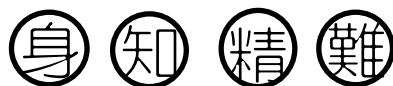
障害厚生年金・障害共済年金

内 容	<p>病気やケガをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、厚生年金保険・共済年金加入者であった場合で、一定の要件を満たした場合その程度に応じて障害厚生金・障害共済年金が支給されます。</p>
窓 口	<p>厚生年金保険は 直方年金事務所 TEL 0949-22-0891 共済年金は 各共済組合</p>

特別障害給付金

内 容	<p>平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生または、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合支給されます。 (所得制限あり)</p>
窓 口	<p>市民課 国保年金係 TEL 42-7426 (直通)</p>

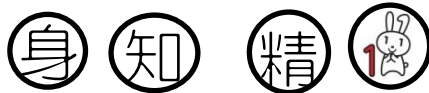
心身障害者扶養共済制度



内 容	<p>障がいのある方の保護者が、生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡された（重度の障がいをうけた）場合に、残された障がいのある方に、終身一定の年金を支給する共済制度です。</p> <p>・年金給付額 月20,000円（1口加入者）</p>
対象者	<p>福岡県内に住所を有し、65歳未満の次にあげる障がいがある方の保護者等。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1～3級所有者・療育手帳所有者・精神障害者保健福祉手帳1～2級所有者・その他上記と同程度と認められる障がいのある方
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係

3. 手 当

(成 人)



手 当 名	対 象 者	対象外になる方	支給内容
特別障害者 手当	在宅の20歳以上の方で、2つ以上の障がい重複、または重度の障害の状態にあるため（障がいの例、視覚、聴覚、両上肢、両下肢、内部、その他の疾患、知的障がい、精神障がい）日常生活において常時特別の介護を必要とする方。 指定診断書等を提出していただき審査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 病院などに3ヵ月を超えて入院している方 本人または同居の扶養義務者の所得が、限度額を超えている方 	2022. 4～ (月額) <u>27,300円</u> (支給月) 2月、5月、 8月、11月 ※各月10日に 前3ヶ月分を 支給
経過的 福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 本人または同居の扶養義務者の所得が限度額を超えている方 	2022. 4～ (月額) <u>14,850円</u> (支給月) 2月、5月、 8月、11月 ※各月10日に 前3ヶ月分を 支給
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係		

(児 童)    

手 当 名	対 象 者	対象外になる方	支給内容
障害児 福祉手当	<p>20歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため (障がいの例、視覚、聴覚、肢体、内部、その他の疾患、知的障がい、精神障がい、重複障がい) 日常生活において常時の介護を必要とする方。 指定診断書等を提出していただき審査を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 (通所は除く) 児童が障害を理由とする公的年金の受給者 本人及び配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方 	<p>2022. 4～ (月額) <u>14,850円</u></p> <p>(支給月) 2月、5月、 8月、11月</p> <p>※各月10日に 前3ヶ月分 を支給</p>
窓 口	社会福祉課 障がい者福祉係		

特別児童 扶養手当	<p>重度または中程度の障がいの状態にある児童(20歳未満)を監護している父母または養育者。</p> <p>障がいの例 身体の障がい [身体障害者手帳おおむね1級から3級] 知的障がい [療育手帳AからおおむねB1] 精神の障がい [上記と同程度以上]</p> <p>※療育手帳B2、または障がい重複している場合も対象となることがあります。 指定診断書等を提出していただき審査を行います。 ※診断書は省略できる場合もあります。 詳しくは窓口にお尋ねください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方 (通所は除く) 児童が障がいを支給事由とする公的年金の受給者 父母または養育者及びその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えている方 対象児童が日本国内に住所を有しないとき 	<p>2022. 4～ (月額) 重度 <u>52,400円</u> 中度 <u>34,900円</u></p> <p>(支給月) 4月、8月、 11月</p> <p>※各月11日に 前4ヶ月分 を支給</p> <p>(11月期については、8月から11月分を支給)</p>
窓 口	<p>こども育成課 児童係 TEL 42-7459 (直通)</p> <p>各支所 市民地域振興課 市民サービス係</p>		